

論点 [民法]

- (1) ①不動産賃貸人の地位の移転への賃借人の承諾の要否を問う（第605条の2第1項関係）。
②新賃貸人の賃料請求のための所有権移転登記の要否を問う（第605条の2第3項関係）。
③賃貸人の地位の移転前に発生した賃料債権の帰属を問う。

- (2) ①不動産の地位の留保における賃貸人の地位の帰属を問う（第605条の2第2項関係）。
②賃貸人の地位の移転による敷金返還債務の承継を問う（第605条の2第4項関係）。